

1. 事務所の概要

事務所の概要

『地域の安全・安心の確保』 『インフラの整備と保全を通じて、地域の元気を創出』

～道と川、自然にやさしいおもいやり～

河川・道路という社会資本の整備・管理におけるハード施策・ソフト施策を通じ「人々が安全で暮らしやすく、誇りのもてる福井の個性ある地域づくり」に貢献します。



国道8号の大雪対策



北川



九頭竜川鳴鹿大堰



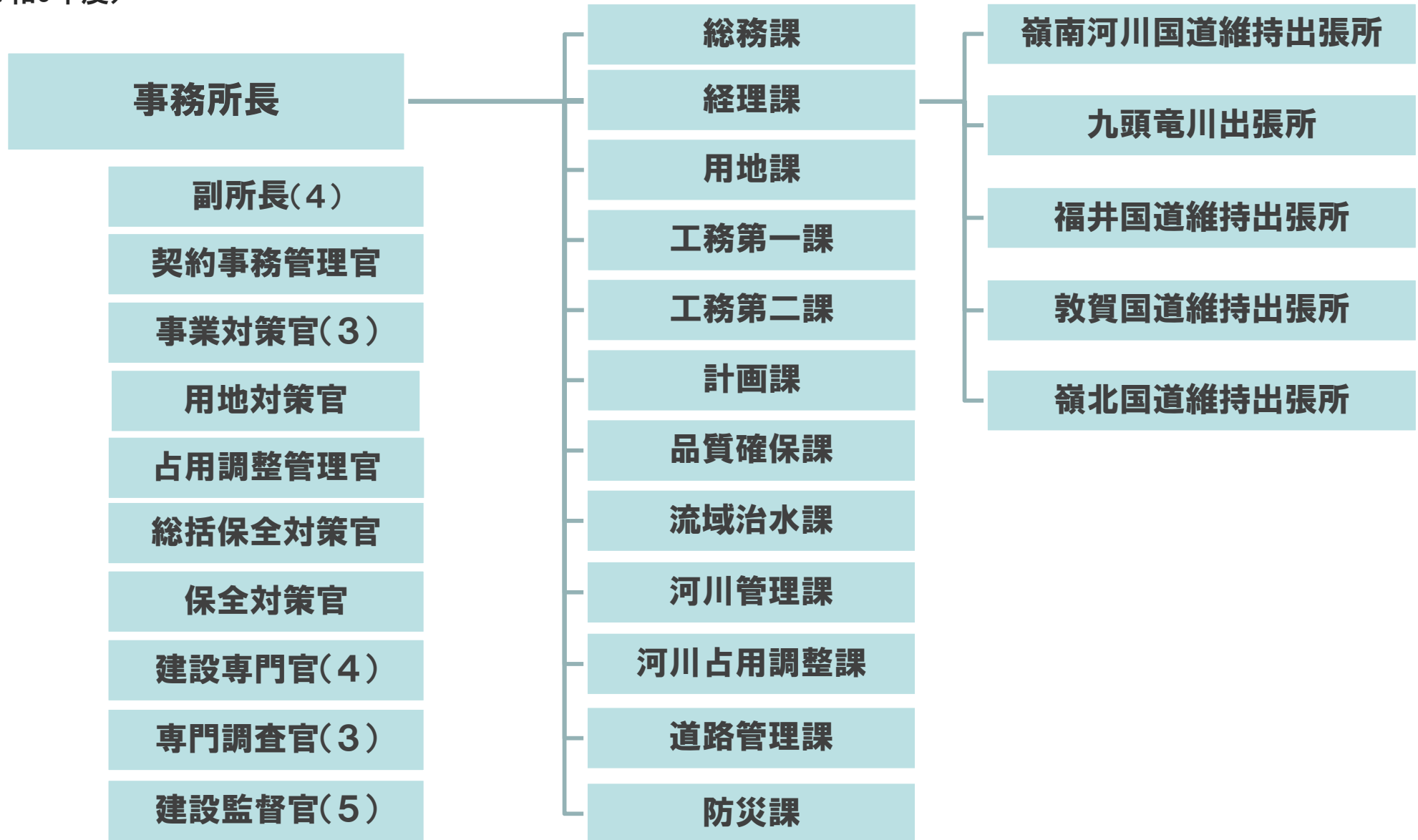
冠山峠道路



大野油坂道路

事務所の概要(組織)

●事務所の組織 職員数:総勢104名 (令和5年度)



事務所の沿革

○福井河川国道事務所は昭和23年6月28日の福井県北部を震源地とする福井地震の被害により、荒廃した九頭竜川の復旧を行うために、昭和23年9月に建設省近畿地方建設局の下に設置されました。

○国土交通省(旧建設省及び旧内務省)の直轄事業は、明治19年7月の内務省令第13号により、第3区土木監督署(所在地大阪市)が設けられ、福井県下(嶺北部)がその管轄下に入ったことに始まります。

○その後、明治23年8月に若狭地方が編入され、明治27年7月には官制改正により、第4区土木監督署(所在地名古屋市)の管轄下となり、さらに明治38年4月内務省名古屋土木出張所(名称変更)の管轄下となります。

○戦前の現地事務所は、大正5年1月九頭竜川改修工区事務所及び同川改修田所設置、大正7年3月同田所閉鎖、大正12年1月九頭竜川改修工区事務所閉鎖、昭和8年4月福井国道改良事務所設置、昭和9年9月同所閉鎖、昭和16年4月再び福井国道事務所を福井市井手町に設置、昭和18年4月福井河川国道事務所と名称変更し福井市春日町に移転、昭和20年3月同所閉鎖と幾多の変遷を経ています。

○戦後、内務省の解体により昭和23年1月総理府建設院を経て、福井県下は同年7月建設省近畿地方建設局の管轄下となります。

■戦後の事務所の沿革

昭和23年9月	近畿地方建設局に福井工事事務所を設置(福井県議会内に仮庁舎を置く)
23年11月	福井市松本町に移転
29年9月	敦賀工事事務所開設と合併、事業を継承
33年6月	敦賀国道工事事務所開設のため敦賀出張所を分離
39年11月	庁舎を現所在地に移転
43年4月	敦賀国道工事事務所閉鎖のため敦賀出張所を分離
平成8年4月	庁舎新築
13年1月	省庁再編により名称変更 国土交通省近畿地方整備局福井工事事務所
15年4月	事務所名称変更で国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所
令和5年4月	組織改正により、北川出張所及び小浜国道維持出張所が廃止、嶺南河川国道維持出張所が新設